

第2回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和元年6月6日（木）

農村ふれあいセンター 研修室

第2回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和元年6月6日（木）

2、開催場所 農村ふれあいセンター研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 齋藤重幸

4、出席委員（16名）

1番	加藤岡一弘	2番	内山充弘
3番	中村和敏	4番	積田敏春
5番	川嶋一美	6番	林千佳夫
7番	榎澤正治	8番	板倉小百合
10番	梅原英男	11番	若菜義人
12番	志賀典夫	13番	齋藤重幸（会長）
14番	布施和彦（職務代理者）	15番	鵜澤英夫
16番	今関喜明	17番	蔭山秀男

5、欠席委員（1名）

9番 内海亮一

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1～5)

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1～6)

第5 議案第3号 大網白里市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
(利用権設定)

第7 議案第5号 農用地利用配分計画案の作成について
(農地中間管理事業)

第8 議案第6号 下限面積（別段の面積）の設定について

第9 議案第7号 「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・

評価」及び「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について

第10 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
(整理番号1)

第11 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1)

第12 報告第3号 転用事実確認証明について
(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	北山正憲	主査	佐久間賢治
主任書記	千葉利憲	書記	門野祥和

◎開会

○議長 それでは、ただいまより、第2回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員数は、17名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、本日、内海亮一委員から所用のため欠席の旨、連絡がありましたので、報告いたします。

(午後 3時00分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 次に、日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

川嶋一美委員、林千佳夫委員の両名にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の佐久間主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～2）

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第1号の案件は5件予定されております。本来は一括審議を行うところでございますが、整理番号3から5の案件につきましては、日程第4、議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号1から3の案件と関連があるので、議案第1号、整理番号1から2の審議を行い、整理番号3につきましては、議案第2号、整理番号1と、整理番号4につきましては、議案第2号、整理番号2と、整理番号5につきましては、議案第2号、整理番号3と一緒にして上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとことでございますので、それでは、事務局から議案第1号の整理番号1から2の案件について説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1でございます。

申請地は、土氣飛地字縣森及び海上山の地目、畠が3筆、合計面積1,172平米を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は財産処分のためであります。

権利者、義務者につきましては、議案書のとおりでございます。

案件の位置につきましては、資料A3判横の図面の①に1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の1ページから4ページとなります。

次に、整理番号2、申請地は大網字笹塚の地目、田が1筆、面積234平米を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は耕作できないためであります。

権利者、義務者につきましては、議案書のとおりでございます。

案件の位置につきましては、資料A3判横の図面の②に1-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の5ページから6ページとなります。

以上、整理番号1及び2につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でありますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、若菜義人委員、よろしくお願ひいたします。

○若菜委員 それでは、議案第1号、整理番号1、農地法第3条の規定による許可申請について、ご報告を申し上げます。

内容については、ただいま事務局の説明のとおりでございます。

調査は6月5日、直接権利者の方へ話を伺いました。義務者の方は遠いものですから、電話でさせてもらいました。

まず、権利者の方ですけれども、3筆とも、この付近に自分の畠があることから、義務者の方に権利者の方から土地の購入の話を行い、了解が得られたので、土地の購入に至ったというようなことです。

権利者は現在、水田や畑の耕作をして、農業で生計を行っている方ですので、一通りの農業機械とかそろえています。

一方、義務者の方なんですけれども、この方にも直接、電話で話を伺いました。権利者のほうから、土地の購入をしたいというような話があったので、相続財産管理人ということになつておりますので、承知したということでございました。

現在は権利者の方が草を刈り、きれいにトラクターで整地をして、大変きれいになつておきました。

権利者、義務者の方ともに了承とのことです。

以上、調査結果です。

委員の皆さんのお審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2の案件について、林千佳夫委員、よろしくお願ひいたします。

○林委員 それでは、議案1号の整理番号2について調査報告いたします。

理由としては、事務局の説明のとおりでございます。

調査については、6月1日に権利者、義務者の自宅に伺い、聞き取りをいたしました。また、現地確認をしてきたところでございます。場所的には、大型スーパーの裏あたりの結構家が建っているようなところでございました。

義務者については、2年前に委託していた耕作者より、高齢のために土地が返されたということで、義務者も高齢で耕作できない。そして、また後継者も勤め人であるということでできないということで、たまたま知人であります権利者に農地を手放したく、相談をしたというふうなことでございました。

2年ぐらいもうつくっていないということで、多少荒れているような状態がありました。

権利者については、聞きますと、農機具も持っております、申請地は多少荒れ気味でけれども、耕せば大丈夫でございます。

そういう状態で調査してきましたので、慎重なる審議、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1及び2について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1及び2について、順次採決いたします。

議案第1号の整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号2は原案のとおり決定されました。

◎議案第2号（整理番号1～6）、議案第1号（整理番号3～5）

○議長 次に、日程第4、議案第2号 農地法5の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第2号の案件は6件予定されておりますが、議案第2号、整理番号1から3の案件につきましては、議案第1号、整理番号3から5の案件と関連がありますので、それぞれ一括して審議いたします。また、議案第2号、整理番号4から6の案件につきましては、関連があるので一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとことでございますので、それでは、事務局から議案第2号、整理番号1から6、議案第1号、整理番号3から5について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第2号の整理番号1から説明させていただきます。

議案書の4ページをごらんください。

案件の位置につきましては、A3判横の図面②に2-1、1-3と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の7ページから21ページになります。

整理番号1は、議案書2ページの議案第1号、整理番号3の案件と関連がありますので、

一括して説明させていただきます。

申請地は、大網字切留の現況地目、畠が1筆であり、平成28年7月14日付で、農地法第5条の一時転用許可を得て、営農型太陽光発電用地として使用しております。

今回の申請は、一時転用許可期限の3年を経過することから、更新の申請ですが、更新に併せ、営農型発電設備の下部の農地における営農計画の変更及び権利者が変更されております。

営農計画の変更理由につきましては、A4判縦の詳細資料21をごらんください。コマツナからサツマイモの作付を予定しており、A4判縦の詳細資料19ページをごらんください。太陽光設備を設置する農地での単収は、地域の平均的な単収と比較して、2割以上の減収は見込まれておりません。

ここで、参考として営農型太陽光発電設備の転用の条件を説明させていただきます。

営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能あります。一定の要件を満たす場合とは、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度・間隔は、農作物の生育に適した日照量を保つ設計であること、支柱の高さ・間隔は、トラクターなどの農業機械の利用が可能な空間が確保されていること、当該設備を撤去するのに必要な資力があること、下部の農地の単収が、地域の平均的な単収と比較して2割以上減少していないことなどでございます。また、この支柱に係る一時転用を許可する際には、営農が適切に継続されること、農作物の状況を毎年報告すること、営農が行われない場合、または発電事業を廃止する場合は、支柱や設備を撤去し、農地に復元するなどの条件をつけるものとされております。

続いて、整理番号1に関連します、議案第1号、整理番号3の案件について説明させていただきます。

議案書は、戻りまして2ページになります。

権利者の変更に伴い、太陽光パネルの面積351.41平米を新たに賃貸借による区分地上権を設定するものであります。区分地上権の設定は、農地法第3条第2項のただし書きに該当しております、例外的に許可をすると能够とされております。

権利者、義務者につきましては、議案書のとおりでございます。

次に、議案書4ページ、整理番号2は、議案第1号、整理番号4の案件と関連がありますので、一括して説明させていただきます。

案件の位置につきましては、A3判横の図面②に2-2、1-4と表記された箇所が当該

地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の22ページから36ページになります。

申請地は大綱字沼向の地目、畠が1筆であり、整理番号1と同様に、平成28年7月14日付で農地法第5条の一時転用許可を得て、営農型太陽光発電用地として使用しております。

申請内容につきましては、整理番号1と同様であり、営農型発電設備の下部の農地における営農計画の変更及び権利者が変更されております。

営農計画の変更理由につきましては、A4判縦の詳細資料36ページをごらんください。整理番号1と同様に、コマツナからサツマイモの作付を予定しており、太陽光設備を設置する農地での単収は、地域の平均的な単収と比較して2割以上の減収は見込まれておりません。

続いて、整理番号2に関連します議案第1号、整理番号4の案件について説明させていただきます。

議案書は、戻りまして2ページになります。

権利者の変更に伴い、太陽光パネルの面積351.41平米を新たに賃貸借による区分地上権を設定するものであります。

権利者、義務者につきましては、議案書のとおりでございます。

次に、議案書5ページ、整理番号3は、議案第1号、整理番号5の案件と関連がありますので、一括して説明させていただきます。

案件の位置につきましては、A3判横の図面②に2-3、1-5と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の37ページから51ページになります。

申請地は、大綱字北荻下の地目、畠が1筆であり、整理番号1と同様に、平成28年7月14日付で農地法第5条の一時転用許可を得て、営農型太陽光発電用地として使用しております。

申請内容につきましては、整理番号1と同様であり、営農型発電設備の下部の農地における営農計画の変更及び権利者が変更されております。

営農計画の変更理由につきましては、A4判縦の詳細資料51ページをごらんください。整理番号1と同様に、コマツナからサツマイモの作付を予定しており、太陽光設備を設置する農地での単収は、地域の平均的な単収と比較して2割以上の減収は見込まれておりません。

続いて、整理番号3に関連します議案第1号、整理番号5の案件について説明させていただきます。

議案書は、戻りまして3ページになります。

権利者の変更に伴い、太陽光パネルの面積351.41平米を新たに賃貸借による区分地上権を設定するものであります。

権利者、義務者につきましては、議案書のとおりでございます。

次に、整理番号4から6は関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書の5ページ、6ページをごらんください。

案件の位置につきましては、資料A3判横の図面①に、2-4から2-6と表記された箇所が各当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の52ページから59ページとなります。それぞれごらんください。

整理番号4から6の案件につきましては、義務者は異なっておりますが、一体的な転用であり、権利者において各申請地を所有権移転し、貸駐車場用地に転用しようとするものです。

事業を行う理由といたしましては、隣接地の市街化区域内において、特別養護老人ホームを計画している事業主より、施設利用者等の駐車場設置の要望があり、計画したそうです。

整理番号4の申請地は金谷郷字金谷野、地目、畠が1筆の面積1,321平米、整理番号5の申請地、金谷郷字金谷野、地目、畠が1筆の面積1,182平米、整理番号6の申請地は金谷郷字金谷野の地目、畠が1筆の面積1,188平米となります。

次に、転用の許可基準となります立地基準でございますが、農地の区分は3案件とも農振農用地区域外の第2種農地に該当すると思われます。

次に、一般的基準でございます。最初に、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書及び金融機関の残高証明書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認しており、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが、盛り土は行わず整地し、砂利舗装を行う計画となっており、雨水排水は、敷地内に浸透させる計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

他法令の関係はございません。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

はじめに、議案第2号、整理番号1から3、並びに議案第1号、整理番号3から5の案件につきましては、一括して梅原英男委員、よろしくお願ひいたします。

○梅原委員 それでは、議案第2号の1と2、そして3、議案第1号の整理番号の3と4、そして5、その6案件につきましては、関連がございますので、一括して調査した結果をご報告申し上げます。

まず、内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

この案件につきましては、去る6月3日月曜日に、蔭山委員さんと一緒に義務者宅へ出向きました。義務者を初め権利者の代理人及び作付をしている事業者、これは農地所有適格法人でございますけれども、その代表を交えまして、現地の確認をするとともに、現状の調査をしてまいりました。

その結果につきましては、営農型太陽光発電施設用地として、電気の売電事業を3年前から実施をしているところでございます。今回の申請につきましては、3年経過に伴う更新でございます。また、この更新にあわせまして、これまで契約をしておりました権利者が、同業者に売電を権利譲渡をすることが、議案のとおりに新たな権利者に変更しようとするものでございます。さらに、営農型の太陽光施設でございますので、作付する品目でございますけれども、平成28年度から3年間につきましては、コマツナを作付をしておりました。しかし、今回はサツマイモに変更したいということでございます。その理由といたしましては、サツマイモのほうが作業性、そして収益性が高いということでございまして、既に焼き芋業者からサツマイモの注文を受けており、今後の販路は確保されていると、このような説明がございました。

以上が、今回の調査状況でございます。

このように、義務者につきましても、承知の上の更新でございますので、支障はないものと思われますけれども、慎重ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、議案第2号、整理番号4から6の案件については、一括して、若菜義人委員、よろしくお願いいいたします。

○若菜委員 それでは、議案第2号の整理番号4から6について、調査報告をいたします。

6月2日に、義務者であります3人の方に内容を聞くとともに、現地調査を行いました。

内容については、権利者のほうから、隣に特養老人福祉施設、それができるので、駐車場用地として用地の提供を受けたいというような話があり、そういうことで、提供に至ったとのことでした。

現地は、畑になっておりまして、長ネギとかジャガイモとか、そういう農作物が作付をさ

れておりました。

一方、権利者の方には、6月5日ですけれども、市外ということで、電話で話を伺うことになりました。

権利者の方なんですけれども、用地を購入するということで、資料の57ページでしょうか、用地を買収して、次の資料の58ページですね、特養老人福祉施設の駐車場にするということです。ちなみに、老人ホームをつくるわけですけれども、大網白里市のほうから特別養護老人ホーム整備・運営事業者の、選定をいただいているそうです。車が100から120台という、100台以上確保する必要がございまして、この3人の方に用地提供をお願いしたということでございます。

そのようなことで、3人の方からご協力を得たので、用地買収をさせていただいたということです。

ちなみに、そこに代理人の方にもお話を伺いました。代理人は、市外にある会社でございまして、測量、それから土地家屋調査とか、それから開発担当、土地関係の許認可等、一切やっていまして、権利者から、本件について依頼を受け、担当しているということでございます。

権利者、義務者3人の方も、それで納得しておりますので、問題はないと思われますが、委員の皆さんのお慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第2号の整理番号1から6、議案第1号の整理番号3から5の案件について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1及び議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号3の案件と議案第2号、整理番号2及び議案第1号、整理番号4の案件並びに議案第2号、整理番号3及び議案第1号、整理番号5の案件をそれぞれ一括採決し、議案第2号、整理番号4から6の案件については関連がありますので、一括採決いたします。

議案第2号の整理番号1及び議案第1号、整理番号3の案件につきまして、原案のとおり

決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1及び議案第1号、整理番号3は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号、整理番号2の案件と議案第1号、整理番号4の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2と議案第1号、整理番号4は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号、整理番号3の案件と議案第1号、整理番号5の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号3と議案第1号、整理番号5は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号、整理番号4から6の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号4から6は原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号1から6につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

◎議案第3号

○議長 次に、日程第5、議案第3号 大網白里市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針についてを議題といたします。

それでは、事務局から、議案第3号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の7ページ、議案第3号 大網白里市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針についてでございますが、先月の総会におきまして、原案を説明させていただき、意見の募集を行ったところ、お一人の方から、遊休農地の解消について目標値が高いのではないかとのご意見がございましたが、過去2カ年のほぼ平均値であることから、原案のとおりお諮りするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、これより質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第3号 大網白里市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針についてを採決いたします。

議案第3号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

◎議案第4号（利用権設定）、議案第5号（農地中間管理事業）

○議長 次に、日程第6、議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から9の案件を一括して議題といたします。

なお、整理番号8及び9の案件は、板倉小百合委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審議する際には、退出していくことになります。

つきましては、整理番号1から7の案件を先行して、審議をお願いしたいと思います。

また、本日審議いただく議案第4号の整理番号3から7の案件は、日程第7、議案第5号農用地利用配分計画案の作成についてと関連がありますので、議案第4号と議案第5号の案件を一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとことでございますので、それでは、事務局から議案第4号の整理番号1から7及び議案第5号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の9ページをごらんください。

議案第4号 大網白里市農用地利用集積の計画の作成について。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書の10ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ、説明させていただきます。

利用権の設定を受ける者4人、利用権の設定をする者9人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が27筆で、面積3万5,534平米、畠が3筆で、面積6,088平米、合計面積は4万1,622平米となっております。

続きまして、11ページをごらんください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

今回の契約の種別は、新規契約が7件、更新契約が2件でございます。

続きまして、12ページをごらんください。

農用地利用集積計画でございます。

整理番号1から順に説明させていただきますが、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりでございます。

それでは、整理番号1です。農地の所在地は南今泉地内の地目、畠が3筆、合計面積6,088平米です。

今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり1万円、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号2。農地の所在地は星谷地内の地目、田が2筆、合計面積2,465平米です。

今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は新規であります。

次に、整理番号3から7につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農地中間管理機構であります、公益社団法人、千葉県園芸協会が借り受けることを目的に利用権を設定するものでございます。

整理番号3の農地の所在地は細草地内の地目、田が2筆、合計面積3,044平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は新規であります。

次に、整理番号4。農地の所在地は細草地内の地目、田が4筆、合計面積3,552平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は新規であります。

次に、整理番号5。農地の所在地は大網地内の地目、田が2筆、合計面積1,219平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり1万円、契約の種別は新規であります。

次に、整理番号6。農地の所在地は長国地内の地目、田が12筆、合計面積2万1,289平米

です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は新規であります。

次に、整理番号7。農地の所在地は長国地内の地目、田が1筆、面積1,414平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は新規であります。

以上、整理番号1から7の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

続いて、整理番号3から7に関して、当該農地を公益社団法人、千葉県園芸協会より借り受ける借り手につきましては、次の議案第5号になります。

議案書の14ページをごらんください。

議案第5号 農用地利用配分計画案の作成についてでございます。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

今回は、3件の農用地利用配分計画となります。

議案書の16ページ、22ページ及び28ページをごらんください。

それぞれ、表の上段に公益社団法人、千葉県園芸協会から農地を借り受けて、耕作を行う者の氏名、住所が記載されております。

次に、17ページ、23ページ及び29ページをごらんください。

それぞれ、権利を設定する土地、設定する権利の内容が記載されております。先ほど説明をいたしました、議案書12ページから13ページの整理番号3から7と同じ内容となっております。

最後に、議案書20ページ、26ページ、32ページをごらんください。

それぞれ、耕作を行う者の農業経営の状況等が記載されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありました、関連して新規契約の利用権設定案件について、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件につきましては、調査報告は省略させていただき、また、整理番号3から7につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人、千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて既に確認がされているため、農業委員による調

査は不要であるという申し合わせがされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号1の案件について、加藤岡一弘委員、よろしくお願ひいたします。

○加藤岡委員 それでは、整理番号1についてご報告申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

また、5月31日に電話で確認いたしました。借受人のお父さんと貸付人が、以前より利用権設定をしていまして、今回経営移譲により、借受人が更新を機に、新たに申請したそうですので、問題ないかと思いますが、慎重なる審議をお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2の案件について、榎澤正治委員、よろしくお願ひいたします。

○榎澤委員 6月2日に、借受人宅を訪問し、内容を説明したところ、平成13年より、父親が借り受けをしていたというお話を伺いました。

たまたま昨年度父親が亡くなったため、現在の長男に名前をかえたということでございますが、本来ならば更新であったのですが、名前がかわったため新規となりました。

以上、慎重審議。よろしくお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第4号、整理番号1から7及び議案第5号につきまして、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

よろしければ質疑を終結いたします。

続きまして、整理番号8及び9の案件について審議に入ります。

整理番号8及び9の案件につきましては、板倉小百合委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退室をお願いいたします。

(板倉小百合委員 退室)

○議長 それでは、事務局から、整理番号8及び9の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の13ページをごらんください。

整理番号8でございます。農地の所在地は北今泉及び細草地内、地目、田が3筆、合計面

積2,224平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり1万円、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号9。農地の所在地は北今泉地内、地目、田が1筆、面積327平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり1万円、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

以上、整理番号8及び9の内容につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました、契約が更新の案件のため、担当委員の調査報告を省略し、質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております案件について一括採決いたします。

ただいま議題に供しております議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から9及び議案第5号 農用地利用配分計画案の作成についてを原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号1から9及び議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、板倉小百合委員を入室させてください。

(板倉小百合委員 入室)

◎議案第6号

○議長 次に、日程第8、議案第6号 下限面積（別段面積）の設定についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第6号につきまして説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書33ページをごらんください。

議案第6号 下限面積（別段の設定）についてでございます。

農地について、所有権を移転したり、また、使用及び収益を目的とする権利を設定する場

合には、農地法第3条の規定により、農地の権利取得後の全経営面積が50アール以上となることが許可の要件とされています。

また、農業委員会が農地法施行規則で定める基準に従って、市の区域の全部、または一部について別段の面積を定め公示することにより、その面積が農地を取得するための権利を有する下限の面積として設定することができます。

さらに、農林水産省から農業委員会の適正な事務実施についての通知によりまして、農業委員会は毎年、下限面積、別段の面積の設定、または修正の必要性について検討することとされております。

のことから、今年度の下限面積、別段の面積の設定について、議案書のとおり前年度と同様の50アールにすることについて、ご審議をいただくものでございます。

次に、参考資料として配付しておりますA4判の農地法施行規則抜粋をごらんください。

この資料は、農地法施行規則で定める別段の面積の基準であります第17条第1項第3号で、農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定しようする区域内において農地、または採草放牧地について耕作等に供しているもの数が、当該設定区域において農地、または採草放牧地の耕作等に供しているものの総数のおおむね100分の40、いわゆる40%を下回らないように算定することとされております。

次の第2項第1号では、下限面積を設定しようとする区域内に遊休農地などが相当程度存在しており、50アール未満の農地を耕作しているものの数が増加しても、農家の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずることがないこととされております。

再び、議案書をごらんください。

議案書の中ほどに、設定の理由があります。こちらは、2015年の農林業センサスによりまして、大網白里市の地区別の経営耕作面積規模に対する農業経営体の割合を算出しております。各地区の経営耕地面積50アール未満の農業経営体の割合ですが、一番高いのは大網地区で約11.6%、市の全体では約8%になっております。したがいまして、本市の下限面積を50アール未満にしようとすると、先ほど説明いたしました施行規則第17条第1項第3号の基準である40%を下回っております。

次に、市内における遊休農地の割合でございますが、平成30年度の利用状況調査における遊休農地面積は4.61ヘクタールで、遊休農地の割合は0.23%となります。したがいまして、遊休農地が相当程度存在するという施行規則第17条第2項第1号の規定に当てはまりません。

これらの理由によりまして、大網白里市の下限面積、別段の面積を50アールに設定しよう

とするものでございます。

参考資料の2枚目をごらんください。

県内における別段面積の設定状況であり、50アール未満の下限面積を定めている地区名が記載されております。

50アール未満の下限面積を定めているのは、平成30年10月1日現在で、都市部や山間部などに位置します29地区となっています。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありましたが、これより質疑に入ります。

希望者はありますか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第6号 下限面積（別段の面積）の設定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。

(举手全員)

○議長 総員賛成により、議案第6号は原案のとおり決定されました。

◎議案第7号

○議長 次に、日程第9、議案第7号 「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第7号につきまして説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書34ページをごらんください。

議案第7号 「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定についてご説明いたします。

本案件につきましては、平成21年に農林水産省から農業委員会の適正な事務実施についてという通達があり、農業委員会の行う事務について、透明性の向上や公平性の確保が強く求められ、そのため、事務に関する目標の設定や活動計画の策定が義務付けられ、それらに関する点検・評価を毎年実施することとされております。

最初に、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてございます。

議案書の34ページ、Iの農業委員会の状況でございます。

1、農業の概要は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書35ページ、Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

1、現状及び課題は、議案書に記載のとおりでございます。

2、平成30年度の目標及び実績ですが、集積目標面積465ヘクタールに対し、集積実績が460ヘクタールであり、達成状況は98.92%となっております。

3、目標の達成に向けた活動ですが、利用権設定の周知活動実績として、電話や窓口相談時に制度のメリット等の周知を行い、農地中間管理機構の活用周知については、パンフレット等の区長回覧及びホームページへ掲載するなど、制度のメリット等を周知いたしました。

4、目標及び活動に対する評価は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書36ページ、Ⅲの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

1、現状及び課題は、議案書に記載のとおりでございます。

2、平成30年度の目標及び実績ですが、参入目標2経営体に対し、実績が2経営体であり、達成状況は100%となっております。

3、目標の達成に向けた活動ですが、活動実績として農業委員や農地利用最適化推進委員及び関係機関と連携を図りました。

4、目標及び活動に対する評価は、議案書に記載のとおりであります。

次に、議案書37ページ、Ⅳの遊休農地に関する措置に関する評価でございます。

1、現状及び課題は、管内の農地面積2,444.9ヘクタール、遊休農地面積7.1ヘクタール、割合にして0.29%になっております。課題につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

2、平成30年度の目標及び実績ですが、解消目標が0.7ヘクタールに対して実績は2.5ヘクタール解消されております。

3、2の目標の達成に向けた活動ですが、活動実績をごらんください。

農地の利用状況調査の実施時期は、7月から8月にかけて農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご協力いただきまして、調査を実施いたしました。調査員数は36人、農地の利用意向調査は議案書に記載のとおりでございます。

4、目標及び活動に対する評価は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書38ページ、Ⅴの違反転用への適正な対応でございます。

現状及び課題ですが、違反転用面積は3.03ヘクタールです。課題は、議案書に記載のとおりでございます。

2、平成30年度実績ですが、0.17ヘクタールの増であります。

3、活動計画、実績及び評価は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書39ページ、VIの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。

1、農地法第3条に基づく許可事務ですが、平成30年度の処理件数は35件であり、34件の案件を許可しております。1件は転用案件と関連のため、次年度許可となっております。点検項目及び具体的な内容は、議案書に記載のとおりでございます。

2、農地転用に関する事務ですが、平成30年度の処理件数は42件であり、全ての案件について許可相当の意見を付して知事へ送付しております。点検項目及び具体的な内容は、議案書に記載のとおりでございます。

3、農地所有適格法人からの報告への対応は、農地所有適格法人数は9法人ありまして、全ての法人から報告書の提出がされております。

4、情報の提供等ですが、賃借料情報の調査・提供は、調査対象賃貸借件数336件であり、市のホームページと市の広報紙に掲載して公表しております。

次に、農地台帳の整備は、整備対象農地面積2,537ヘクタールを農地台帳システムにより整備しております。

次に、議案書41ページ、VIIの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容は、特にありませんでした。

次に、VIIIの事務の実施状況の公表等でございます。

1、総会等の議事録の公表は、事務局に備えつけております。

2、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は、0件がありました。

3、活動計画の点検・評価の公表は、市のホームページで公表しております。

以上が、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価となります。

続きまして、議案書の42ページです。

ここからは、平成31年度の目標及び達成に向けた活動計画でございます。

はじめに、Iの農業委員会の状況でございます。

1、農家・農地等の概要は、議案書に記載のとおりでございます。

2、農業委員会の現在の体制ですが、議案書に記載のとおり、本市は平成28年4月から新制度に移行しております。

次に、議案書の43ページ、IIの担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

1、現状及び課題は、管内の農地面積2,430ヘクタール、これまでの集約面積460ヘクタール、集積率18.9%となっております。

2、平成31年度の目標及び活動計画ですが、新規集積面積を15ヘクタールとしました。目標の設定の考え方は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針どおり、15ヘクタールを目標としております。

次に、Ⅲの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

1、現状及び課題は、新規参入の状況といたしまして、28年度が1経営体、29年度が1経営体、30年度が2経営体となっております。

2、平成31年度の目標及び活動計画は、参入目標といたしまして2経営体、活動計画は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の44ページ、IVの遊休農地に関する措置でございます。

現状及び課題は、平成31年3月現在の管内の農地面積は2,433.5ヘクタール、遊休農地面積は4.6ヘクタール、割合が0.19%となっております。

2、平成31年度の目標及び活動計画ですが、遊休農地の解消面積は0.5ヘクタールとしており、目標設定の考え方は、農地等の利用の最適化推進に係る指針どおり0.5ヘクタールを解消の目標としております。活動計画は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、Vの違反転用への適正な対応でございます。

1、現状及び課題ですが、平成31年3月現在の管内の農地面積は2,430ヘクタール、違反転用面積は3.2ヘクタール、課題は、議案書に記載のとおりでございます。

2、平成31年度の活動計画は、議案書のとおりでございます。

なお、本案につきましては、ご承認をいただいた後、市のホームページに公表するとともに、県を通じまして国へ提出する予定でございます。

また、来年の今ごろには、掲げた目標に対する点検・評価を行うこととなります。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありましたが、これより質疑に入ります。

希望者はありますか。

○林委員 ちょっとここで聞きたいんですけども。43ページの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、30年度が新規参入が0.86haという形になるんですけども、これ、営農型の今、太陽光パネルをやっている、これは、新規参入に入ってくるんですか。営農型、法人ですね。農業法人。

○事務局 議長、いいですか。

○議長 はい、どうぞ。

○事務局 営農型の耕作やるというのは、この新規参入には入ってきていないです。あくまで新規で参入、耕作するという形ですね。

○議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第7号 「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第7号は原案のとおり決定されました。

◎報告

○議長 次に、日程第10、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第11、報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、日程第12、報告第3号 転用事実確認証明についてを一括して報告いたします。

報告事項にかかる質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の45ページをごらんください。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございますが、議案書のとおり1件の届出がございました。

届出の内容につきましては、市街化区域内にある地目が農地である届出地を住宅用地にしようとするものでございます。

農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調っておりましたので受理しております。

次に、議案書の46ページをごらんください。

報告第2号 農地転用事実に関する照会についてでございますが、議案書のとおり1件の照会がございました。照会がありましたので、申請地を農業委員、推進委員さんと現地を確

認いたしました。

結果につきましては、竹や笹が自生しており、平成7年に撮影された航空写真でも、現在と同様の状態であり、農地に復元することが困難であることから、非農地として回答しております。

土地の所在地や申請者等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の47ページをごらんください。

報告第3号 転用事実確認証明についてでございますが、議案書のとおり1件の証明願いがございました。この証明願いは、農地法第4条または第5条の許可後、法務局へ地目変更登記申請に当たり、目的どおり転用したことの農業委員会の証明を受けるものです。この証明願いが提出されましたので、農業委員、推進委員さんと現地確認をいたしました。

結果につきましては、整理番号1は目的どおり専用住宅用地として建設されておりました。このようなことから、申請者へ事実に相違ない旨の通知を行いました。

土地の所在地や申請者等につきましては、議案書記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局から報告第1号から第3号まで説明が終了いたしましたので、質疑等のある方は举手をお願いします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 特に発言がないようですので、日程第10から日程第12までの報告事項を終わります。この際ですから、ほかにご意見、ご連絡等ありましたら、各委員または事務局からお願ひいたします。

鵜澤委員、どうぞ。

○鵜澤委員 農地部会から皆様方にご協力のお願いをいたします。

大変貴重な時間でございますけれども、少し時間をいただきたいと思います。

例年行っております農地パトロールの実施についてのお願いでございます。

先日開催されました役員会におきまして、勝手ながらお手元の資料のとおり、7月10日から8月2日までの間、15班編成でパトロールをすることを決めさせていただきました。

皆様方には大変お忙しい中、また、暑い時期にまことに恐縮でございますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

調査内容につきましては、現地調査を行っていただき、遊休農地の区分を判定していただ

きます。その後、所有者の利用意向確認を行うことになります。

なお、詳細につきましては、後ほど事務局から説明していただきたいと思います。

農地法に定められた業務でございますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上、農地部会からのお願いでございます。

○議長 ご苦労さまです。

ただいま、農地部会長から農地パトロールへの協力依頼がございました。

詳細について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、私のほうから説明させていただきます。

まず、資料の確認をお願いいたします。

A 4 ホチキス止めで、令和元年度農地パトロール（利用状況調査）の実施についてと書かれたものと、ピンクの表紙の農業委員・農地利用最適化推進委員のための千葉県耕作放棄地対策マニュアル改訂版となります。資料のほう、そろっておりますでしょうか。

それでは、順次説明させていただきます。

はじめに、令和元年度農地パトロール利用状況調査の実施についてでございます。

1番といたしまして、農地パトロールの趣旨です。農地の確保と有効利用を図っていくことを目的に、農地法第30条及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領第6の規定により、遊休農地及び荒廃農地の実態把握と発生防止、解消及び違反転用発生防止対策として取り組むものでございます。

2番といたしまして、農地パトロールの方法です。地区ごとの班編成により巡回し、発見された遊休農地、荒廃農地、農地違反転用について、その所在、所有者等を調査の上、指導等を行うものでございます。

それから、その下段に根拠法令の抜粋がございますが、まず、農地法の第30条では、農業委員会は農林水産省令で定めるところより、毎年1回、その区域内にある農地の利用状況調査を行わなければならないとされております。

また、次の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領では、（1）で、現在耕作の目的に供されている土地、または以前耕作の目的に供されていた土地を調査するとあり、（2）で、農地法第30条第1項に規定する利用状況調査とあわせて実施するとありますので、農地パトロールでは、遊休農地の調査と荒廃農地の調査を行うということになります。

続きまして、2ページ目をごらんください。

3番といたしまして、農地パトロールの日程及び班編成です。今年度も市内を全15地区に

分け、15班編成により、7月10日から8月2日まで実施いたします。日時、集合場所、班編成につきましては、資料のとおりとなります。

また、当日出席できない場合は調整いたしますので、事務局までご連絡ください。

続きまして、次のページ、ご覧ください。

大網白里市農業委員会農地パトロール（利用意向調査）実施要領です。

要領の第2条では、7月を農地パトロール月間として設定するとあります。また、第3条では、実施の対象及び内容等を定めております。また、その他の内容も、後ほどご一読いただけたらと思います。

続きまして、こちら、ピンクの表紙の対策マニュアルをごらんください。

基本的に農地パトロール、利用状況調査は、千葉県が発行するこのマニュアルを活用して実施してまいりたいと思います。

まずははじめに、2ページをごらんください。

耕作放棄地の定義についてですが、農業委員会の農地パトロールで実施するのは遊休農地と荒廃農地となります。まず、左側上の緑の点線で囲まれております農地法上は、1号遊休農地と2号遊休農地がありまして、1号遊休農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地で、トラクターや耕運機等の機械では、耕作できる状況にできない農地となります。

次に、2号遊休農地は、その農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地で、雑草が繁茂しているけれども、トラクター、耕運機等を利用して耕作が可能になり、当面作付見込みがない農地となります。

右側、赤い点線に囲まれております荒廃農地調査は、A分類とB分類がありまして、A分類は農地法上の1号遊休農地と同様の農地となります。そしてB分類は、山林や原野化するなど、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地で、非農地相当のものとなります。

次の4ページ、5ページのほうに、それぞれのイメージ写真が載っていますので、参考にしていただけたらと思います。

また、草刈り等の保全管理を行っている農地は、遊休農地には該当しません。

続きまして、8ページ下段の（2）をごらんください。

荒廃農地調査のほうでは、荒廃農地となっていたものが解消された農地についても確認し、解消区分についても調査を行い、9ページの3つの区分に分類します。

1つ目が営農再開で、実際に営農が再開された農地です。

2つ目が基盤整備後営農再開で、抜根、整地、区画整理、客土等の基盤整備事業を実施して荒廃農地を解消中の農地で、完了後に営農再開の予定がある農地です。

3つ目が保全管理で、荒廃農地を解消し、草刈りやトラクターで耕うんを実施し、常に耕作し得る状態を保っている農地です。

続きまして、11ページをごらんください。

こちらの農地の利用状況調査、農地パトロールのほうが終わりましたら、新たに遊休農地と把握したものの所有者等に、農地中間管理事業を利用するか、みずから耕作するか等の意思を確認する利用意向調査を行います。利用意向調査は、基本的に新たに遊休農地と把握したものに対して実施ことになっております。

続きまして、12ページ、スケジュール表をごらんください。

左上のところですが、利用状況調査を行いましたら、事務局のほうで集計をいたしまして、11月末までに遊休農地の所有者等に利用意向調査書を発出いたします。こちらの意向の表明期限が翌年1月末までになります。その6カ月後、つまり翌年度の利用状況調査でその意向どおりに実施されているかどうかの現地確認を行います。ですので、本年度の利用状況調査の際に、昨年度に実施した利用意向調査の結果が、意向どおりに実施されているかの確認をするということになります。実施の際は、事務局のほうで昨年度の利用意向調査の結果リストのほうをご用意いたします。

続きまして、15ページ、下段の実施内容のほうをごらんください。

利用状況調査の具体的な方法ですが、事務局で用意した図面をもとに、1筆の農地ごとに道路からの目視で確認をして、遊休化していると思われる場合は写真を撮り、遊休農地の判定をし、図面等に必要事項を記録していきます。こちらを繰り返す形となります。

また、利用意向どおりに対応していかなかったり、意向の表明がない場合は、勧告の対象となりますので、17ページ下段をごらんください。農業委員会から所有者等に対して、農地中間管理機構と協議すべきことの勧告を行います。ただし、一番下にあるように、利用意向調査を実施した農地で、農業委員会から農地中間管理機構へ情報提供をした上で、機構が受け基準に適合しないと判断した農地は、勧告の対象外となります。

続きまして、18ページですが、勧告の対象となった農地は、課税強化ということで、翌年の1月1日から固定資産税の評価額が1.8倍となり、その年の徴収から固定資産税が引き上げられます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明について、質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

川嶋委員。

○川嶋委員 私、初めてなので、ちょっと的外れかもしれませんけれども、今までこういうふうに調査して、勧告して、従わなかつた場合、固定資産税上がったというのは結構あるんでしょうか。

○事務局 今まで、課税強化で上がったという事例はありません。基本的に、農地中間管理機構に意向を示してもらい借受が不可だという回答いただいて、リストに載っていますけれども、課税強化になったものはないということです。

○議長 ほかにございませんか。

○林委員 巡回は何で、個々の車で回るんですか、巡回。

○議長 事務局。

○事務局 先ほどありました日程、班編成、ありますよね。あちらで、班ごとに待ち合わせ場所を指定しております。そちらに、事務局が公用車で迎えに行きます。そこで一緒に回っていただぐという形になります。

○林委員 ああ、そうですか。

○議長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、令和元年度農地パトロール利用状況調査の実施についてを承認することとしてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 皆さん、大変お忙しいと思いますが、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

ほかにございませんか。

事務局、はい、どうぞ。

○事務局 事務局のほうから連絡事項がございます。

令和元年田畠売買価格等に関する調査についてでございます。

こちらの調査、毎年行っておりまして、対象を農業委員の方にお願いしております。

クリップどめした資料があると思いますので、そちらをごらんください。

対象となっているのは農業委員さんのみですので、農業委員さんの机のほうには置かせていただいております。

説明させていただきます。

毎年、国のはうで田畠の売買価格について調査を行っておりまして、今年も千葉県農業会議経由で依頼のほうがありました。

資料の2枚目に、本調査の概要が載っておりますので、そちらをごらんください。

まず、調査目的といたしまして、全国の田畠売買価格などの動向を把握し、農業政策の基礎資料とするためとあります。本市では、旧町村単位の大和、瑞穂、大網、山辺、増穂、福岡、白里、豊岡の8つの調査対象地域としております。

担当地区と調査員の割り当てについては、5番に記載しておりますので、確認をお願いいたします。

こちらの調査票については、丸印をつけてあります委員さんが取りまとめと提出のほうをお願いいたします。

資料の後ろから2枚目のほうに、今年、令和元年の調査票がありまして、こちらの合計欄の赤く囲った部分に、実際に記入をしていただく形になります。

参考として昨年、平成30年の資料をつけさせていただきましたので、青色で囲った部分が、昨年報告していただいた数値になりますので、特に変更等がない場合は、昨年の数値で報告のほう、お願いいたします。また、昨年よりも20%以上の増減がないようにお願いいたします。

再び、2枚目の調査対象と今年、令和元年の調査票のほうをごらんください。

こちらの調査は、令和元年5月1日時点の調査でお願いいたします。調査内容は、大きく分けて3つございまして、1つ目は、田と畠の耕作目的とした売買価格、2つ目は、その売買価格が昨年と比べて上がった、もしくは下がった、あるいは横ばいか、どれに該当するかとその理由です。3つ目は、転用を目的とした田や畠の売買価格の調査となります。

まず、1つ目の耕作目的とした売買価格につきましては、農振農用地区域の内、外、市街化区域内の農地の3つの項目について調査をお願いいたします。市街化区域のない調査区については、記入の必要はありません。調査票に記入する金額の単位は、10アール当たりの金額となります。

2つ目の、昨年に比べて上がった、変化した、あるいは変化しなかった理由についてですが、資料の中に調査、手引きのほうをつけておりまして、こちらの手引きの4ページ目の中ほどに、上昇、横ばい、下降の理由と整理番号が載っております。この中から、該当する理由を1つ選んでいただき、特別な理由などある場合は、それを具体的な理由の欄に記入をお願いいたします。

3つ目の転用を目的とした田、畠の売買価格についてですが、これは調査票の裏面になりますて、用途別で住宅用、商業・工業用、国・県道、高速道・鉄道用、学校・公園・病院・公民館等公共施設用と4つの項目に分かれていますので、市街化区域、市街化調整区域、それぞれの価格を記入してください。こちらに記入していただく金額の単位は、3.3平米当たりで1坪当たりとなります。

こちらの調査票の報告期限ですが、千葉県農業会議への提出の関係で、7月9日、次回の第3回総会までとさせていただきました。

何か不明な点がございましたら、事務局までご連絡いただけたらと思います。

皆様、お手数をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

以上となります。

○議長 ただいまの事務局からの連絡事項について、質疑等のある方は挙手をもってお願いいいたします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 ほかにございませんか。

◎閉会

○議長 特にないようでしたら、本日予定しておりました日程は全て終了いたします。

慎重審議をいただき、ありがとうございました。

第2回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時41分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 6 月 6 日

農業委員会長

有藤重幸

署名委員

林千佳夫

署名委員

川嶋一美